



丹波茶処

「味間奥地区整備計画」

平成 21 年 4 月



篠山市

目 次

福山市味間奥地区整備計画(案) 2008

1. 整備計画策定の背景	1
2. 名称及び区域	2
3. 味間奥地区の現況特性	3
4. 整備計画の目標(味間奥地区の将来像)と計画の基本方針	9
5. 整備計画の内容	12
(1) 土地利用に関する事項	12
(2) 森林及び緑地保全に関する事項	18
(3) 緑化及び景観の形成に関する事項	18
6. 整備計画の達成を担保するための処置	22
7. その他地域環境形成に関する事項	22



1. 整備計画策定の背景

兵庫県では、平成6年3月に「緑豊かな地域環境形成に関する条例（以下、緑条例という）」が制定されている。計画整備地区は、この緑条例に基づき、地域住民の合意により地域の特徴を活かした土地利用その他の計画を策定するものである。

●味間奥地区の概要

本計画対象地の福山市味間奥地区は、江戸前期の貞享元年（1684）頃、味間村から分村して成立している。

それまでは古刹大国寺の裾部に家屋が数軒ずつ点在する寒村だった。但し東の文保寺と松尾山の高仙寺は、一山として一大修験道の道場が開かれ、多くの修験者が修行していたと云われる。丹波に茶栽培が普及するのは室町時代、味間奥でも山裾で栽培され、江戸時代の平地部の新田開発に伴い谷奥へ栽培地が移動し、畠地を利用した今日の一大生産地が形成された。同時に古佐から阿草に向かう小峰の阿草道が形成され、徐々に東西を貫く阿草道に沿って大国寺周囲の源左衛門分と熊野神社の位置する奥村に家屋が立地するようになり、今日の味間奥地区が形成されていく。茶畠は、高台となる水坂谷と譜訪山裾部の文保寺川の扇状地を活かし形成されたもので、文字通りの味間奥の原風景を形成している。南の山裾には戦国期から築造してきたため池が分布するだけだったが、平成4年にやすらぎ園が整備され、他地域から通う車や通過する車も多くなり、集落を貫く西脇篠山線も手狭となり、平成18年茶畠を東西に貫くバイパスが幹線道として整備され現在も延長工事が進められている。こうした基盤整備に伴い譜訪山裏手に新興住宅地が建設されるようになり、バイパス沿いには、新たに事業所や工場が立地する動きもあり、地域景観は大きく変貌しようとしている。

同時に味間奥地区でも少子高齢化が進展しており、高齢者比率はすでに30%に近く、味間地区で最も高い比率となっている。このため農地の維持は、年々困難となり、茶畠も含め、今後耕作放棄地が増加し、農地の流動化や河畔の竹林や栗林、里山の荒廃・粗放化など、コミュニティの希薄化とともに農村環境の荒廃化が懸念されている。

●求められる秩序ある土地利用

味間奥地区は、家屋間に農地や茶畠が過度に介在する集落環境が特徴的であり、畠地が多い土地柄を反映し、家屋周囲には、農地除除外地が数多く分布している。このため、元来から宅地開発されやすい環境を有し、茶畠といった味間奥地区特有の景観は、近年増大している田舎暮らしの希望の的となる恐れもあり、バイパス整備に伴い無秩序な宅地化の進行が懸念されている。まだ一方では、少子高齢化による地域の担い手不安から計画的な住宅開発等により、若者定住促進による地域の活性化も期待されている。

このため、今まで継承してきた茶の里の風土景観を継承するために地区の望ましい将来像を明確にするとともに、地区住民の総意に基づき今後開発を許容していく所と保全すべき所を明確にした計画的な土地利用と建築ルールを定める「里づくり計画」の策定が、求められている。



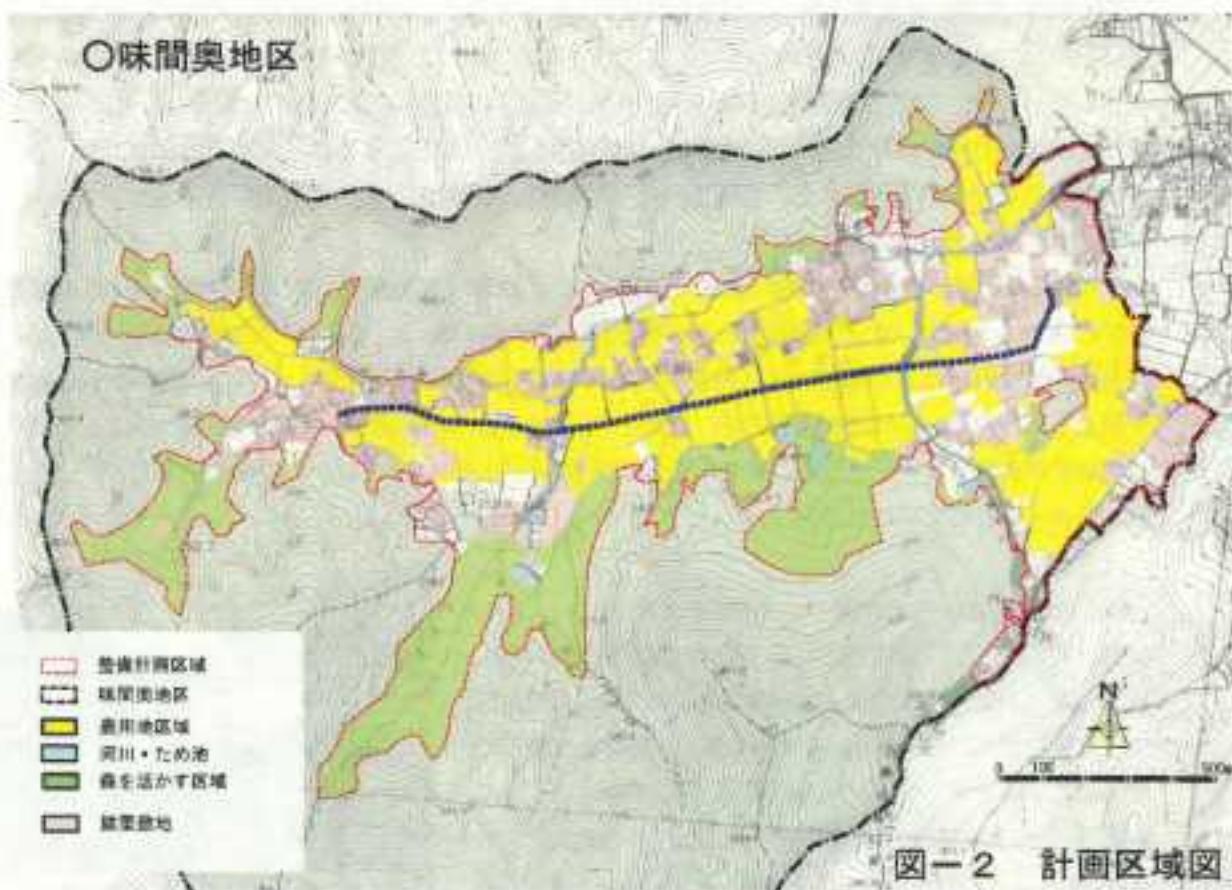
図-1 味間奥地区の位置



茶畠越しに見る新興住宅地。徐々に新興住宅地も見られ始めた。

2. 名称および区域

- (1) 本計画は、隆山市「味間奥地区整備計画」と称する。
- (2) 本計画の適用範囲は、味間奥地区住民が土地権限等を有する概ね図一2の領域である。
- (3) 計画区域面積は、約 152ha (味間奥地区 393ha) である。



図一2 整備計画区域図

3. 味間奥地区の現況特性

①味間奥地区の成り立ち(歴史特性)

●古代の味間(阿知万)

味間の地名呼称は、東南の大沢沼沢に葦が繁茂し、葦間から見える対岸の地に由来する。古くは「阿知万」と記載され、住吉社領の檍鹿山領地の四至の北限を成した。味間奥に人が住みついたのは弥生から古墳時代と想定され、味間南遺跡(弥生)や味間奥の諏訪腰古墳がそれを物語る。大国寺の名称が出雲神話の神である大国主に由来することから、古代出雲系の神を祀り住みつき開墾していったと想定される。

●中世成立した味間奥の村落

味間の記載は、南北朝期の応安4(1371)年「吉田日記」に大山荘地頭の中沢氏と清涼寺跡掌が味間二品勅旨田を横領したのを幕府に訴え、丹波守護山名氏満がこれを停止させた記載が初見。大国寺が大化年間(645~650)開創といわれ、文保寺も大化元年(645)法道仙人により開基と伝えられており、味間奥にも中世の初期には聚落が構成されていたと想定される。当初味間地域の莊園は室室領として始まり、南北朝期に吉田神社領となつた。室町の永祿7(1564)年、味間(三崎)伊豆守秀友が知行し、莊園は消滅する。

文保寺は、聖嶺山長流寺と称し、松尾山を経て高仙寺を巡る山回りの回峰修行が松尾山頂上の仙人岩を中心に行われ、明徳年間(1390~1394)に吉野櫻本坊の勧めで一山が修驗の寺となつた。長保年間(999~1003)2寺となり、平安期21坊を数え、天歷の乱(947)で焼失、正和年間(1312~17)再興、文保年間(1317~18)に文保寺と改称し、室町期5院16坊となるが、光秀の丹波侵攻で灰燼と帰し、江戸中期6カ院まで復興するが、現在真如院、大勝院、觀月院の3院となつてゐる。

●波多野源左衛門分の成立

江戸期の大庄屋の波多野源左衛門定吉(定尚)は、八上城主波多野秀治の次男勘藏あるいは勘藏の孫(定尚)とされる人物で、篠山二代目藩主の松平忠国が定吉を味間・小野原2郷7カ村の代官に任命し、定吉は波多野秀治を祭神とする御靈神社(丹波神社)を明暦年間(1655~57)に建立、同時に秀治供養の圓鏡寺を建てたといふ。4代藩主康信の時、承応2年(1653)新換地に際し、味間奥村内に点在する源左衛門の抱地を別免源左衛門分とした。すなわち波多野源左衛門分は、波多野家の抱地の名称で、江戸期を通じて味間村の一部として扱われた。

●近世の味間奥ーため池整造に伴う新田開発

明暦3年(1657)味間村から波多野源左衛門分が分離し、貞享元年(1684)味間から味間奥として味間南、味間北、文保寺分とともに分村する。文保寺分は、波多野源左衛門分と同じく承応2年(1653)の新換地の際、文保寺の一山水統維持のため味間奥村、味間南村各所に点在する寺領の別免状を願出し、貞享元年(1684)別免となり成立した。

戦国から江戸前期に随時ため池が築造され、住吉川の谷筋



江戸中期、奥右衛門によって開発された通称おっきょ谷。

より高台の向山等の農地が開墾されていった。また現在砂防ダムのある通称おっきょ谷は、江戸中期、奥右衛門らが開墾し、土地を所有したことにより、これも江戸期成立した新田の一つである。江戸前期のため池整造に伴う新田開発によって味間奥の生産基盤はほぼ整い、今日に近い水田地が形成された。

●江戸中期一層状地の原野や畠地を活かした茶畠の形成

丹波地域に茶栽培が普及するのは、室町時代、丹波では天台寺院を中心に栽培された。江戸初期旧丹南町の茶園面積は、41町5反、茶役米が12石うち真南条組が4石、味間を含む大沢組が3石5升となってい。正徳4年（1714）には耕地面積のうち約4割近くが茶園となっている。栽培は江戸初期には上層農民に限られていたが、中期には一般農民層に広がり、幕末には海外貿易による茶の需要増大もあって、栽培は零細農民にまで及んだ。明治2年、海外市場の需要拡大を背景に茶業社が設立している。この茶畠は、水坂の地名が物語るようにかつて住吉川や文保寺川の氾濫原であった山裾の扇状地に形成されたもの。谷川の土砂が堆積し土地が安定したのに伴い、ため池水利では水掛けの悪い原野や畠地を茶畠として開墾利用した。種の多い扇状地を味間奥の人々は、時間をかけて茶畠として改善してきた農地であり、江戸中期には、一面に広がる今日の茶畠景観を形成したといえる。また味間奥には、宇水坂ノ坪と小峠ノ坪に鉱山があり、江戸期には銅・銀が採掘されている。

江戸中期以降資本経済の進展とともに余業として享保（1720）の頃から伊丹、池田、新しく発展してきた難への丹波杜氏が盛んとなり、農閑期の出稼ぎとして定着している。

●近代～今日の味間奥

明治5年文保寺分、同18年波多野源左衛門分を合併し、明治22年味間村の大字「味間奥村」となる。昭和30年味間村は合併し丹南町となり、平成11年篠山市となっている。

特産の茶は、国際商品として明治以降も脚光を浴び、味間は県下一の茶所として今日に至っている。味間の代名詞というべき「大国寺と丹波茶まつり」は、昭和56年から開催し、今日では味間地区のまちおこし行事として定着している。また近年の転作作物として枝豆として人気の黒大豆や山の芋も盛んに生産されている。

明治33年東吹から小峠までの阿草道が里道として改修され、昭和6年の改修を契機に県道に認定されている。現在のバイパスとなる西脇篠山線は、平成4年より設計に着手し、平成18年現在の区間が開通している。また味間奥の土地改良事業は、昭和61年農村総合整備モデル事業として向山周辺2.3haを施工している。昭和63年には茶の里会館が竣工し、平成4年には水坂の谷合に福祉施設の「やすらぎ園」が茶畠の高台に鎮座するよう開園し、今日に至っている。



農地を東西に縱貫するバイパスの西脇篠山線

②味間奥の土地利用特性

味間奥地区は、灌漑の水系単位に開墾され、農業用水利の整備の歴史が、地区の開拓史となっている。すなわち古代～中世初期は、

- ① 地区の北側に当たる山裾を流化する小幡川～住吉川の谷川をを利用して、まず開墾され数軒の家屋が谷川沿いの微高地に散居状に立地し、短冊形敷地基盤の原型を構成する。

その後

- ② 文保寺の開基や大国寺の建立を経て、小幡を越えて阿草に至る峠道が形成され、文保寺から高仙寺山に至る修験道のにぎわいとともに人家が大国寺を中心とする阿草道沿いに少しづつ増加し、修験の影響を受けて山際の結界として熊野神社を建立し、奥村の廻内集落が形成され、二村神社の分祠へとつながった。

戦国期に

- ③ 高城山の落城とともに波多野氏一族が土農化して住みつき、波多野氏を中心とする北側のため池築造による開墾によって源左衛門分を形成した。

近世になり、

- ④ 水掛の悪い住吉川と文保寺川の扇状地が徐々に畠地や茶畠として利用されるようになり、
- ⑤ 向山のため池築造による新田開発によって、江戸初期にほぼ今日の味間奥の土地利用基盤が形成され、源左衛門分と文保寺分を合わせて味間奥村が形成された

と想定される。

味間や大沢の平地部の新田開発に伴い、茶の生産地は真南条等から山間地の味間奥や味間北へ移動し、茶が換金作物として注目される江戸中期には、今日のような茶の一大生産地を形成した。味間奥の扇状地の茶畠は、礫の多い地味の瘠せた土壤を何年もかけて今日の茶畠として育て上げたもので、先人の汗の結晶として今日の茶所を成したといえる。貨幣経済が進展する江戸中期から、茶栽培と丹波杜氏の隆盛によって財を成したと思われ、今日の裕福な里の情景に結びついている。

このような味間奥の開拓史が、現況の土地利用から窺い知ることができる点が、味間奥の土地利用の大きな特徴であり、裏を返せばいかに地勢に応じて順次に集約的土地区画整理を展開してきたかをよく物語っている。

③味間奥地区の家並みと景観特性

■短冊形敷地基盤を基礎とした集落散居のたたずまい

阿草道に沿って散居状に立地する家屋は、山裾を流化する谷川の小幡川までの南北に長い短冊形敷地を基盤に敷地形成されている。すなわち味間奥の家屋敷地は、農地を基盤とした短冊形敷地を原単位として家屋が立地しており、農地が隣接された後徐々に阿草道沿いに家屋が散居状に立地していったことを物語っている。



阿草道から山裾の小幡川まで短冊形の敷地割を基本に家屋が形成されている。



農地の区画も阿草道（写真手前）から山裾の小幡川までの短冊区画となっている。

■家屋間に介在する農地

岡草道である西脇峰山線沿いに立地する家屋は、1~2枚の農地を介在させながら、道を挟んで正面に家屋同士の玄関が立地することなく、互い違いになる形でプライバシーに配慮しゆとりを持って散居状に配されている。家屋周りの水掛の悪いへた地は、自家用の菜園等に利用されており、縁の多いゆとりある敷地基盤を成している。新しく建設された家屋の庭にも菜園等が家屋周りやカーポート周りに設けられている場合も多く、こうした家庭周りの土地利用は、味間奥のゆとりある敷地環境を構成している。こうしたゆとりを持った敷地構成は、沿道であっても一軒一軒の家屋全景が視対象となる特徴をもつ。



家屋間に介在する農地。ゆったりとした佇まいとなる。



新しい住宅敷地にも手前のような菜園が設けられている。

■高低差を活かした家屋の立地(地勢の尊重)

家屋の立地する敷地は、味間奥の北と東へ傾斜する敷地の高低差を巧みに吸収するように形成され、平坦地を大きく造成するのではなく、必要最小限とし、地形の起伏や高低差をうまく活かして敷地造成されている。このため味間奥の家屋は、大地に根ざした印象を強く与えるひとつの要因となっている。



敷地基盤の高低差を活かして立地する家屋。

■農村家屋の奥集落と武家屋敷の面影残す波多野源左衛門分
味間奥地区は、中世まで住吉川沿いのわずかな農地を開墾し、単分け垣内した寒村であり、現在も農地間に家屋が点在分布する散居集落を物語るたどりを残している。散居地の奥村では、大半が母屋を中心に南側に作業庭を設け、左右に離れや戌亥倉を配し門扉や生垣で取り囲む形で形成しており、豪壮な門は皆無であり、いわゆる農村の生活庭を羅列的に囲んだものが多い。

逆に源左衛門分には、熊野神社周囲の奥村には見られない中門造り（角屋造り）の格式の高い家屋が見られ、堀と長屋門を有する波多野家など集落中央にどっしりと構える家並みは、武家地の名残を残す景観を形成している。

味間奥のような農村部の散居集落で、城下町のように農村家屋と武家屋敷のような家屋が明確に領域区分され立地するのは、篠山市の中で味間奥が唯一であり、味間奥の土地利用の歴史がもたらした家屋景観ということができる。

なお、味間奥の民家は、播磨と同じ平入りが大半であり、いわゆる摺丹型の妻入り民家は、全く立地していない。また謫居の店舗が位置する味間奥の玄関部は、接道駐車有さない町家型の家屋も一部見られる。これらは近世末以降に立地したものと想定される。



文保寺川沿いに位置する中門造りの家屋。

（旧源左衛門分）

※草分け：未開の土地（草深い土地）を切り開き、村や集落の基礎を築く者。開墾した人々をさす場合もある。
※垣内：開墾する場合にする柵張りや垣を結んで囲うこと。莊園開墾地の区域主たるは集落、または開墾した同山族集団の総称。

■家屋を柔らかく包む緑の外皮

味間奥の家屋の大半は、豊かな緑に囲まれている。特に農家の奥集落でその傾向が強い。家屋の周囲を覆う緑は、農作業の生活庭から裏庭へと変化する過程で、庭木として植栽されたものも多いが、よく見ると裏庭や畦際の畦畔木が庭木と一緒に構成している。すなわち、家屋周りの菜園畠や家屋間に介在する農地の畦畔木が、維持され、庭木と一緒になったもので、生垣の外に接するように角地等に植栽されている大きな樹木や裏庭のカキノキやクリの木は、農地際に植栽されていた樹木が大切に保全され、成長し、庭木と一緒に家屋を柔らかく包む豊かな緑を構成しているものと言える。すなわち味間奥地区特有のゆとりある敷地と介在する農地によって構成された住民にも親しみのある多様な緑ができる。この家屋をやさしく包む緑によって建物が目立たない味間奥特有の緑豊かな家屋景観が形成され、茶畠等の田園越しに眺望する時、谷筋を構成する山なみを背景に扇状地を形成した住吉川や文保寺川の竹林や諏訪山とともに緑豊かな田園風景が構成されている。



家屋の敷地際に残るムクの古木と稻かけの畦畔木。



屋敷地の角の大木のカキノキと緑。カキノキはかつて菜園畠の敷地際に植栽されたもの。

■四季を彩る畠地の畦畔木等の多様な緑と清流の水辺

家屋をやさしく包む畦畔木等の多様な緑は、カキノキやクリノキ等に見られるように実のなる木や落葉樹といった四季を彩る緑が多く、季節感の演出に一役買っている。畠地の作物とともに集落に四季の変化を伝える要素となり、大國寺の紅葉とともにこの彩る緑が、常緑の生垣や茶畠の帯、そして背景の緑の山並みとのコントラストを醸し出し、味間奥の景観をより豊かなものにしている。

また住吉川等の谷川は、水量は乏しいものの最上流の水源地にふさわしく、透明度の高い清流であり、水を蓄えるため池とともに比較的きれいな水辺を形成している。春には棚田や急こう配の水路を流れるせせらぎの音が田園のあちこちにこだまし、茶摘みが始まる初夏の夕にはホタルが飛び交う。水にきらめく水田と五月女の茶畠、首を垂れる黄金の稻穂と緑の帯の茶畠、そこに水音や竹の葉音に生き物が加わる味間奥の田園風景は、他地域以上に四季の変化に富んだ豊かな情景を演出している。



住吉川沿いに分布する竹林。家庭を分断化し背景の里山の緑とのコントラストをつくり出している。



家屋間に介在する畠地際に残る稻木の畦畔木。



茶畠に残る落葉のカキノキとのコントラスト。



家屋の裏手で色づくカキノキ。



茶畠のカキノキと背後の竹林が重なり合う。



池畔は生き物たちの集う草地空間となっている。

■田園景観を分断する工場や事業所倉庫

こうした豊かな緑に対し、立地する工場や事業所倉庫の大半は、何ら修景されていない。緑の田園を引き裂くように人工的な施設や大規模な駐車場がむき出しで、田園地を分断したように立地している。特に規模の大きい施設や農村景観に理解あるはずの農協施設や茶畠周囲に点在する茶工場などが修景整備されていない点は問題である。茶畠が広がり、四季の変化が豊かな味間奥の田園ならではの修景整備が期待される。



茶畠の中に無造作に立地する茶工場。



工場や事業所・倉庫等は、何も修景は行われていない。

■新興する住宅地

近年、味間奥地区にも新興住宅地が見られ始めている。市街地と同様に袋小路の接道街路の左右に7~8軒余の宅地を配した建売住宅であり、先述の工場同様周囲に広がる田園景観には全く修景的配慮はなされていない。集落地に見られる家屋を柔らかく包む緑の修景を学びながら、味間奥地区にふさわしい田園の眺望景観に配慮した修景整備を図る必要がある。



立地し始めた集落郊外の新興住宅地

④人口・世帯数

旧丹南町域の人口は、終戦直後の昭和25年をピークに減少し、昭和50年には2,717世帯 10,955人まで減少している。昭和50年から増加に転じるが、音羽グリーンタウンや住吉台の住宅開発によるもので、福山駅口周辺の市街地中心部に偏在しておこり、農村部は過疎化する中で、旧町全体としては微増するといった中山間地域特有の人口動態となっている。

味間奥地区もほぼ旧丹南町と同じ経過を辿り、平成2年頃から再び増加に転じ、近年微減傾向となり、平成17年には511人、217世帯となっている。現在のバイパス整備等に伴い、宅地化が予想されるところから、今後は5年間で約20人前後の微増傾向に転じるものと予想される。これは1世帯2.5人として10軒前後の新興住宅地が立地する数値である。

地区の人口密度は、1.22人/ha、山林、農地と住吉川等の水面を除けば、9.67人/ha、これは良好な住宅地である旧第一種住居専用区域と同等の人口密度の数値である。高齢者比率は、地区内の老人ホームを除けば29.4%と福山市をやや上回り、年少比率も県や市を下まわっており、少子高齢化が徐々に進行しているといえる。

表-1 味間奥地区の人口・世帯数の推移

	1891年 (明治24)	1960年 (昭和35)	1975年 (昭和50)	1980年 (昭和55)	1985年 (昭和60)	1990年 (平成2)	1995年 (平成7)	2000年 (平成12)	2005年 (平成17)	増減	増減率
世帯数	112	100	106	112	112(1)	116	165(2)	180	217	111	104.7
人口	454	505	433	455	419(7)	443	455(2)	489	511	28	18.0

※()は外国人居住者、全体には含めていない。増減は30年間比較

表-2 味間奥地区の人口比率一覧 (H17国勢調査)

	人口密度 (人/km ²)	高齢者比率 (%)	年少比率(%)	出生率(%)	高齢夫婦世帯 率(%)	高齢単身世帯 率(%)
全国	337	20.1	13.9	1.26	9.1	7.9
兵庫県	666.0	19.8	14.2	1.25	9.9	7.5
福山市	119.8	26.5	14.0	1.31	12.2	9.5
味間区域	507.7	17.8	14.6	-	7.0	4.6
味間奥地区	122.1	40.0(29.4)	11.5	-	7.3	8.9

※()は特別養護老人ホーム やすらぎ園を除いた数値

4. 整備計画の目標（味間奥地区の将来像）と計画の基本方針

■味間奥地区の将来像（基本目標）

□住民の望む空間像

住民アンケートによれば、住民の望む地区の将来像は、「互いに声掛け合って協力し合えるコミュニティ豊かな里」であり、「自然豊かで、将来も整然とした茶畠の広がる農地が健全に維持された里」である。すなわち大きく開発されるのではなく、現在味間奥が有する環境をそのまま継承しながら、みんなで協力し合って特産開発等により農業が生業として成り立つ環境が志向されており、名所の大國寺や茶畠に都市住民が適度に訪れ、交流しあう人情味豊かな里が希求されている。

したがって将来の味間奥は、「自然環境豊かで」「茶畠等が健全に維持され、田園環境の広がる」里であり、集落内には都市住民とともに「散策できる安全な環境」と「住民が気軽に集う場」や「特産物の販売する場」が整備された茶処としての農村（里）環境といえる。

□目指すべき茶の里の環境イメージ

目指すべき、茶の里のイメージは、適切に維持管理された茶畠の帯の中に里人が大切に育んできた想いや、時間をかけて形成してきた文化的な風土が息づき体感できる環境づくりである。整然とした茶畠の美しさに里人の情愛を感じ、何百年間にもわたって形成されてきた味間奥特有の平坦な茶畠と近代の露よけ設備に、時間が培ってきた本物の風土を感じたい。食となる特産の農作物は、安心安全なイメージとなり、訪れた人に潤いとゆったりとした安心感や満足感を与え、背景の山並みや渓谷の竹林のある沢やため池と調和した田園の美しさは、垣間見る生き物たちとともに自然の豊かさのイメージを増幅させる。

豊かな茶畠の緑空間の中に息づく古刹や茅葺等の古民家が分布する景観は、日本人の心のさとのイメージとともに懐かしさと親しみを加味し、歴しい修驗の足跡や波多野家の人々の悲喜を重ね見るととき、遠望される優美な高城山とともに味間奥の里が有する文化的な風土の豊みを感じることができる。

やさしい緑豊かな風景の中に整然とした茶畠や修驗の歴史、そして歴史的なロマンが漂い、実直で素朴な里人の所作と協働の笑顔を自にすることができる。丹波の茶処としての風土を溌縝できる環境こそ、茶の里：味間奥が目指すべき将来像といえる。

したがって味間奥地区は、丹波の「茶処庭園」の里として、目指す将来像を次の三つとする。

■丹波の茶処庭園の里として目指すべき三つの里のイメージ

①茶畠と共生するさと

・仰ぎ見る白髪岳や緑の頂訪山を背景に手入れされた茶畠がなだらかな畠状地に広がり、心豊かになれる里。

②歩いて自然と歴史に触れあえるさと

・高城山を借景に、茶畠の庭園を散策し、草花や生き物が生息する豊かな自然と悠久の歴史に出会える里。

③心豊かな交流のさと

・訪れる人たちと共に楽しく交流しあいながら、笑顔がはじける元気な里。

波多野家邸/5二村に紅葉の大國寺、清流住吉川にホタル飛び交い、丹波霧が育む丹波の茶処

丹波の「茶処庭園の里」：味間奥

①茶畠と共生するさと ②歩いて自然と歴史にふれあうさと ③心豊かな交流のさと

茶畠はみんなの庭園、紫雲にのって味間奥の心をみんなで満喫しよう…

計画の基本方針

①茶畠と共生する里づくり

味間奥のシンボルでもある茶畠を核に田園景観を保全継承する。

農用地の水田地は、味間奥の生産基盤としてできる限りまとまった農地として保全継承する。特に奥上門谷、向山、そして小峰川と住吉川沿いのまとまった農地の保全に努め、無秩序なスプロール化を防止する。向山や御靈神社東の農地は水源のため池や水路とともに保全維持する。

茶畠は、住吉川沿いと彌訪山裾部の二つの扇状地地形に沿ったまとまりを保全するとともに幹線道や街路、主要な施設からの眺望性に配慮し、茶畠の背景地の修景整備に努める。特に茶工場の修景整備を図る。

家屋間に介在する農地は、味間奥特有のゆとりあるたどりまいを形成しており、茶庭園としての四季の変化や季節感は、家屋間に介在する農地によって増幅される。したがって家屋の庭木と一緒に緑地として、運物との構図性、接道部の四季の演出に重点をおいた修景整備を推進する。

②歩いて自然と歴史に触れあえる里づくり

味間奥の茶畠庭園を散策する散策道（フットパス）は、味間奥の自然や歴史的な魅力資源を相互にネットワークする散策道であると同時に、茶の里としての風景を楽しみ味わう小径である。すなわち茶の里の風景を、歩きながら回遊し味わう観客席ともいえるもので、今後の茶庭園の修景整備は、この散策道からの見え方に配慮し、構図性を踏まえ、検討していく必要がある。快適な安全な道が原則となるが、幹線道路の歩道や舗装された道よりもむしろ、畔や家屋隣の露地等を基本に、より自然と歴史に触れあうものとする。史跡や文化財を相互にネットワークするとともに、参道や石壇、鳥居、地蔵といった歴史的資源の見せ方（近づき方）にも配慮する形でルートを設定していくものとする。

自然の農かさは、畔や菜園の柿木、稻木の畦畔木、家屋の庭木、谷川の竹林等が目安となるが、既存の街路だけでなく、畔等を積極的にルートに取り入れ、大人がすれ違う幅員1.2m程度の広い歩道を散策道として整備していく。落ち葉や草地、土や霜柱の感触等、足裏で大地の自然を味わうものとしたい。



家屋間に介在する茶畠



家屋裏手に分布する菜園畠の樹木



今も使われている稻木

③心豊かな交流の里づくり

茶畠は、地域のシンボルであり、私有地であっても地域としての公共性は大きい。茶工場も同様である。地域の地場産業を支える生産の場が茶工場であり、生産機能一辺倒の工場から、茶の話題や談話なども楽しめるホスピタリティの高い施設へ改善していく必要がある。特に茶の里を訪れる人たちの期待に応えるためには、見学施設としての機能も付加し、茶の生産工程や手もみ等が体験学習できる施設としていく必要がある。生産施設も訪れる人たちを迎える施設（企業観光として機能する施設）に改変していく必要がある。

また、幹線道路沿いには、味間奥の道の駅的な特産販売店等の整備を検討する。地域で朝市等も推し、住民の企画展示（ギャラリー）や気軽に集まれるサロンや来訪者と交流する場所としても整備が期待される。特にバイパス沿いに里づくり協議会の合意に基づく施設が建設されることで、里づくり計画のガイドラインに沿った施設とし、今後の施設デザインの先導的役割を担うものとし、茶処景観と調和した屋内外一体の交流施設とする。茶の里の販売拠点であると同時に味間奥内外の交流拠点であり、情報発信や地域の散策案内の拠点ともなる多目的な地域のマネジメント性（地域経営）を備えた複合施設を目指していく。

味間奥地区の茶畑を活かしたホスピタリティの高い交流の里づくりは、茶処を期待して訪れた人を温かく迎え、来訪者の期待に応える環境づくりを目指すものである。半日から1日程度は十分味間奥に滞在して楽しめる里を目指すものであり、味間奥地区にある全ての資源やストックを訪れる人たちの観賞や体験に堪えるものに変えていく必要がある。そうした環境改善が地域住民の愛着や誇りを高め、生きがいづくりやコミュニティ形成につながっていくものとする。



峰山子（味間奥）

5. 整備計画の内容

本計画は、(1) 土地利用に関する事項、(2) 森林及び緑地等の保全に関する事項、及び(3) 緑化及び景観計画に関する事項の3つの事項を骨格に構成する。各事項とも味間奥里づくり協議会において協議検討が重ねられ、住民及び関係土地所有者等の権利者の合意が得られた内容である。

なお、本計画は、経済情勢の変化や公共事業等の社会資本整備、さらには住民の必要性に基づく要請により周辺環境が変化することも予想されることから、概ね5年を目途として変更できるものとしている。

(1) 土地利用に関する事項

地域特性を踏まえて、用途区域と建築物の立地用途を定めた土地利用計画を策定し、地域内の適正な開発及び建築の誘導と計画性のある集落形成を図る。

① 用途区域の設定

自然環境と調和し、快適な生活環境や安心安全な農業環境の形成を図るために、秩序ある土地利用用途区域を設定する。味間奥地区の土地利用用途区域は、現在の土地利用の状況を踏まえ、将来の地区的総合的な土地利用の方向性を示すものである。味間奥地区では、今後の住民による取組み意図を反映し次の6つの区域を設定し、土地利用を計画する。

i) 森を活かす区域

里と森を結ぶ接点として四季豊かな里山林に再生を目指して在来種を中心とした広葉樹林化を図り、竹林が繁茂しすぎないように樹木の適正な維持管理を図る区域。

・樹林地や竹林の適正管理を図りながら、緩斜面地や山裾の落葉樹林化を推進する。

ii) 保全区域

河川や堤防緑地、河畔林等の有する自然環境の保全維持に努め、今まで継承してきた河川沿いの良好な自然環境の継承を図る区域。

・自然環境の保全維持と治水に努めながら、水辺と共生してきた伝統的な水辺緑地景観の保全維持を図り、住民の自然とのふれあいや散策利用に資する。



山裾には、小さなため池が多数分布している。畑の花壇と水辺で、アゲハ類やトンボ類が数多く飛来している。

iii) 農業区域

まとまった優良農地の保全に努め、併来にわたって味間奥の農業生産基盤として営農環境の保全・維持に努める区域。

- ・田園の広がり特に諏訪山周辺ややすらぎ園周辺からの茶畠への眺望景観の継承を図る。

iv) 集落区域

田園と調和するゆとりあるたたずまいを継承しながら良好な住環境形成を図る区域。

- ・地勢の高低差を活かしたまとまりある近隣領域（界隈）を継承し、裏庭に分布する畑地や茶畠、クリ園を生産緑地として保全し、身近なオープンスペースやふれあう自然環境として活用し、ゆとりある住環境の維持継承を図る。
- ・接道部の景観的な修景整備を通して、近隣のまとまりを活かした新しい生活環境形成を目指す。



扇状地から望むと家屋の壁面は時に埋没し、屋根のみが俯瞰される。広がる茶畠と畠の屋根は味間奥でしか味わうことのできない独特の風景となっている。

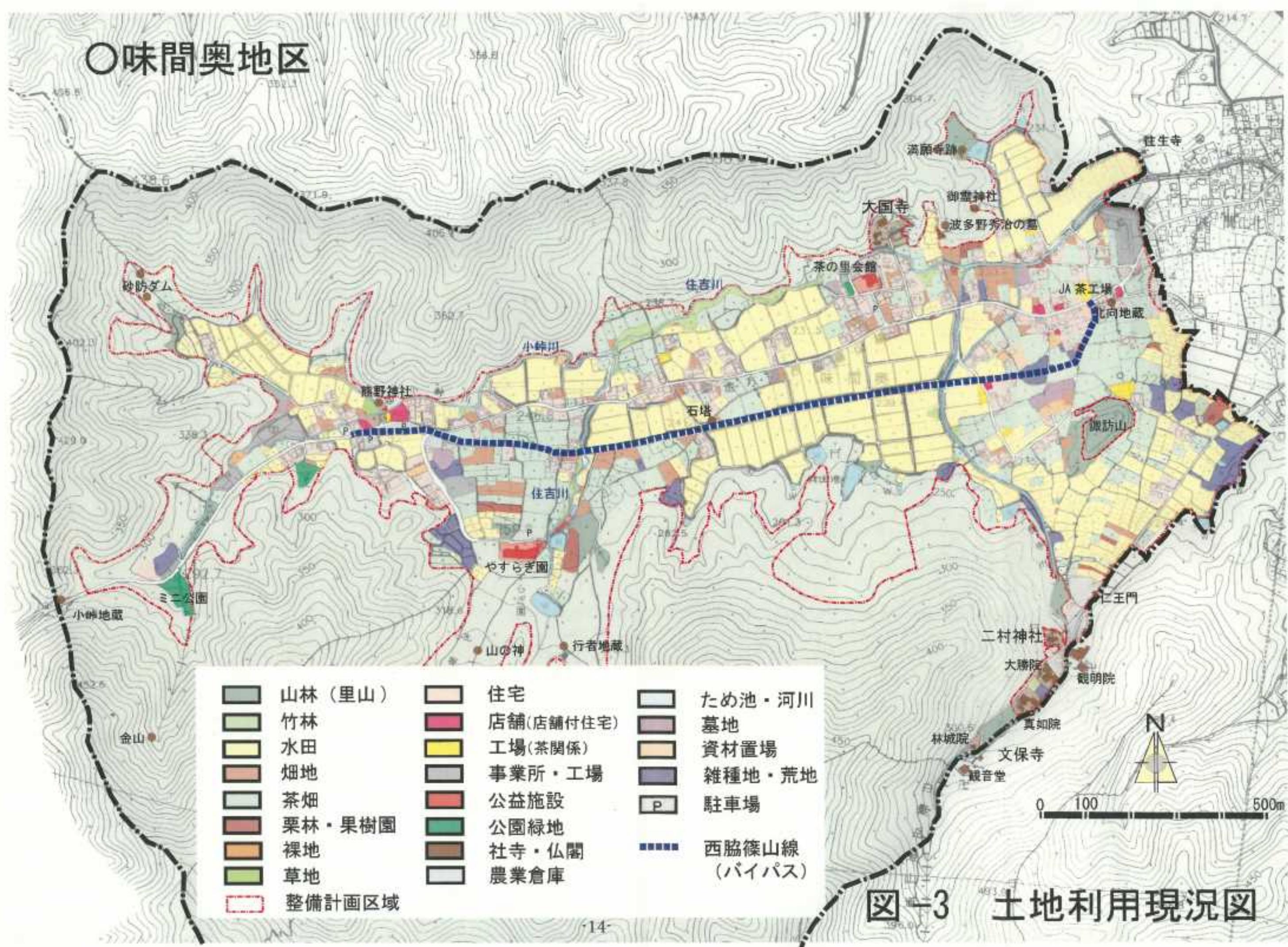


水路沿いの駐車木等の緑が、家屋裏手をやさしく包む。



二村神社参道沿いの新興住宅地。接道街路を引き込んだ袋小路型の開発で、市街地と同じ手法で行われている。

○味間奥地区



○味間奥地区

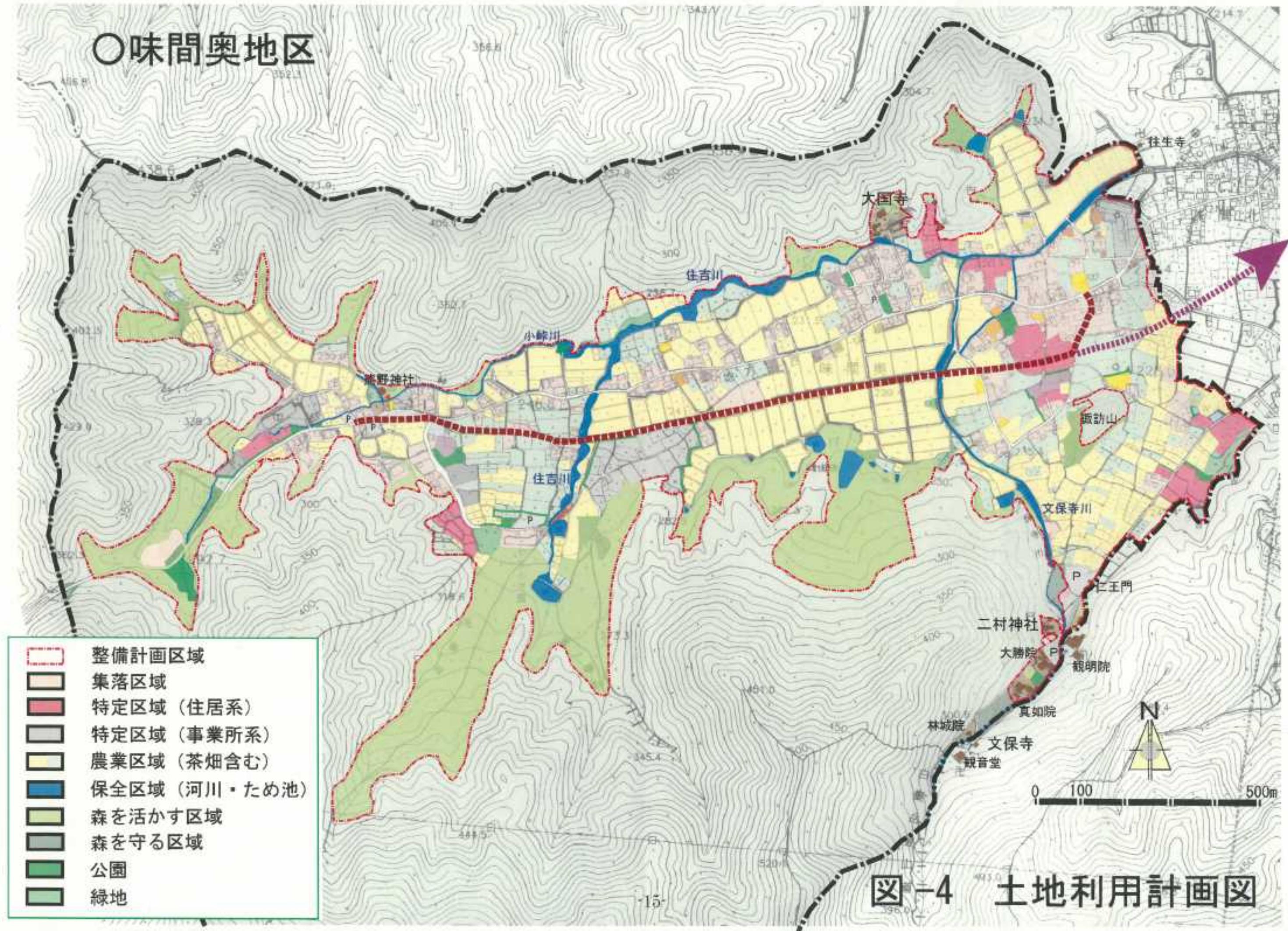


図-4 土地利用計画図

②建築物用途の設定

それぞれの土地利用用途区域にふさわしい建築物の用途を次のとおり設定し、立地誘導を図る。

表-3 ゾーン別立地可能な施設の用途【既存施設の再建・増改築は本表の対象としない】 (1/2)

施設区分		安全区域	農業区域	集落区域	特定区域 住宅系	特定区域 事業所系
大区分	小区分					
居住用施設	農家住宅	×	○	○	○	×
	分譲住宅	×	×	×	○	×
	一般住宅	×	×	○	○	×
	共同住宅(長屋)	×	×	×	×	×
宿泊施設	別荘	×	×	×	×	×
	ペンション	×	×	×	×	×
	旅館・宿泊施設	×	×	×	△	×
農業関連施設	農業用倉庫	×	○	○	×	×
	農業出荷施設	×	○	○	×	×
	農業生産加工施設	×	○	○	×	×
	畜舎	×	△	×	×	×
交流施設	交流活性化施設	×	○	○	○	×
	貿易園	×	○	○	×	×
公益施設	交番・消防署	×	×	○	○	×
	集会所・公民館	×	×	○	○	×
文教施設	学校	×	×	×	○	×
	ミニ美術館、展示ギャラリー	×	×	×	○	×
	進学塾	×	×	×	○	×
医療福祉施設	保育所	×	△	×	○	×
	老人福祉施設	×	△	×	○	×
	病院・診療所	×	×	×	○	×
宗教施設	神社・寺院、教会	×	×	×	×	×

【既存施設の再建・増改築は本表の対象としない】(2/2)

施設区分		保全区域	農業区域	集落区域	特定区域 住宅系	特定区域 事業所系
大区分	小区分					
商業施設	コンビニエンスストア	×	×	×	○	○※2
	日用品店舗	×	×	○※1	○	○
	喫茶・レストラン	×	×	×	○	○
	風格営業施設	×	×	×	×	×
	事業所・事務所	×	×	○※1	○	○
	自動車販売店舗	×	×	×	○	○
	ガソリンスタンド	×	×	×	×	○
	カラオケボックス	×	×	×	×	○
	運送業施設	×	×	×	×	○

工 場	大規模工場※	×	×	×	×	△
	小規模工場※	×	×	×	×	○
倉庫等	業務用倉庫	×	×	×	×	○
	モーターフール	×	×	×	×	○
	資材置き場	×	×	×	×	○

※1：住宅兼用施設とする。

※2：幹線道路沿いに限り立地を許可する。

※大規模工場：建築面積 1000 m²以上、小規模工場：建築面積 1000 m²未

※分譲住宅は、業者が建売等として不特定多数に供給する住宅で事前に住み手が決まっていない住宅も含む。

※一般住宅は、開発行為前に住み手が決まっている住宅のみ。

※上記以外の建築物については、丹波の茶処味間奥里づくり協議会の同意を得ること。

○：立地可能施設

×：施設の立地不可

△：地区説明会を開催し味間奥里づくり協議会及び福山市の同意を得ること

(2) 森林及び緑地等の保全に関する事項

保全区域となる河川と一緒に緑地と森林区域となる山すその樹林地については、開発を行はず現況の豊かな自然環境を保全するとともにレクリエーション利用に資する四季感豊かな緑地の育成・整備を図る。

(3) 緑化及び景観の形成に関する事項

緑化の推進とともに既存の集落環境と調和した秩序あるまち並みの景観形成を図るために、緑地の確保や建築物等の形態の基準を設定する。



山道のアジサイ。道路の菜園畠の草花。

①緑地の確保

次のとおりの基準を設ける。

[既存施設の再建・増改築は本表の対象としない]

地区区分		農業区域	集落区域	特定区域 (住宅)	特定区域 (事業地)
緑化基準	高木	開発面積 100 m ² 当たり 1 本以上の高木		開発面積 200 m ² 当たり 1 本以上の高木	
	緑地	空地面積（敷地面積 - 建築面積）に対する緑被率 30%以上 ※開発面積 80.0 m ² 以上については、接道緑化率 6/10 を併用		緑被率 開発面積の 25%以上 接道緑化率（工場のみ） 7/10 以上	

②建築物の形態

地区的集落環境を保全維持し、まとまりある近隣の住環境を育成するため、調和した秩序を形成する数値的な基準とまち並みへの配慮と住み手の創意工夫を育む定性基準（建物の「位置・規模」、建築各部の「意匠」、「材料」、「色彩」等の配慮基準（マナー））を定め、良好な住環境形成を図る。

○建築基準（数値基準）一覧

[既存施設の再建・増改築は本表の対象としない]

地区区分	農業区域	集落区域	特定区域 (住宅)	特定区域 (事業地)		
最 低 敷地規模	敷地面積 300 m ² 以上	敷地面積 250 m ² 以上		敷地面積 300 m ² 以上		
建築率	60%以下					
容積率	200%以下					
絶対高さ	10m以下	12m以下		15 m以下		
建築壁面の位置 (道路境界から)	2m	1階 1.5m 2階 2m 3階以上 3.5m	1階 1.2m 2階 2m 3階以上 3.0m	1階 2.0m 2階 2.5m 3階以上 3.5m		
塀の高さ・ 法勾配等	1.4m 以下	1.4m 以下	1.4m 以下	1.3m 以下		
	自然石等、時間と共に程よく風化し、味間園地区の景観になじむ素材とする。 土羽等の法面は、法勾配 3 分 (1.0:3) よりも緩やかにする。					

※壁には生垣は含まれていない。

◇建築物・工作物の配慮基準（マナー）

表-4 建築物・工作物の配慮基準（マナー）

(1/2)

項目	用途区分			
	農業区域	集落区域	特定区域 <住宅系>	特定区域<事業所系>
位置 (眺望視線 の保全)	<ul style="list-style-type: none"> 白駒岳や源訪山、大國寺・仁王門への眺望を遮らないように努める。 農業区域のバイパスや幹線道路沿道では茶畠へ見通しに配慮した配置に努める。 集落区域から農地越しに眺望される敷地では、主要な眺望視線に配慮した配置、規模とするように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業区域と接する敷地では、集落区域を見通す眺望視線を確保するよう努める。 道路に沿って建物の長手方向が位置しないように努める。 		
近隣建 築物との 関係	<p>＜近隣に建物が位置する場合＞</p> <p>ア) 突出した間口幅とならないよう雁行型配置や分節デザインを行うように努める。</p> <p>イ) 対面建築物と出入り口部同士が正面にこないよう左右にズラすように努める。</p> <p>＜農業区域と接する場合＞</p> <p>・蔵(倉)以外は農地側に縁を配し、建物の見え隠れを演出するように努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 建物の角地や隣棟間に縁を配し、建物の連續性を抑えるよう配慮する。 隣接施設との屋根高の調和に努める。 突出した間口幅としないように努める。 	
敷地	<ul style="list-style-type: none"> 造成は必要最小限とし、傾斜する地勢を尊重し、周辺地形になじむように努める。 法面が生じる場合は、地場の石積み等の自然素材を利用するように配慮する。 高さ0.8m以上の法面や土留め擁壁等は、原則禁止とするように努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 小広場を設けるなど地域に開けた施設配置とするように努める。 	
意匠	<p>・長大な無窓等、单调で広大な壁面としないように配慮する。</p> <p>・田園と調和し、水平美を基調とした意匠とする。</p> <p>・单调な壁面が目立たぬよう雁行型平面や分節化を行う。</p> <p>・出入り口部は陰影の深い外観意匠とするよう努める。</p>	<p>・接道部の空間確保に努めセットバックする。</p> <p>・1階については軒高や町並み意匠の連續性に配慮する。</p> <p>・2階以上は、隣棟間の空間確保に努める。</p> <p>・接道部は、籠格子等懐かしさや親しみの持てる意匠に努める。</p>	<p>・縁と調和しやすい陰影のある軒の深い外観意匠とする。</p> <p>・2階以上は、隣棟間の空間確保に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 巨大な壁面が目立つことのないよう、隣接別セットバックや分節・雁行型平面、スリット意匠を奨励する。
設備	<ul style="list-style-type: none"> 外壁面や軒裏、屋根面に露出させないよう設置するように配慮する。外部露出する場合は、設置する壁面や屋根と同色又は建築意匠としての処置を講ずるように努める。 			
付属建 築物	<ul style="list-style-type: none"> 外壁、屋根等の形態・材質・色調を主要建築物と同様もしくは調和の取れたものとするように配慮する。 			

項目	用途区分				
	農業区域	集落区域	特定区域 <住宅系>	特定区域<事業所系>	
意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 二方向以上の勾配屋根を原則とし、周囲に溶け込むように配慮する。 壁面よりも屋根の存在感を高める意匠とするように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 塔屋等も擬似屋根的な処理を原則とするように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根やフレーム、棟飾り等で軽快なスカイラインとなるように配慮する。 陸屋根の場合はできる限り高さを抑えるように努める。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 仕上げ面を石積み意匠とするなど、周辺と調和した材質感やファサード意匠とするように努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感を与えないよう立ち上がりを低く抑える。 	
材料		<ul style="list-style-type: none"> 外部仕上げ材には、板、漆喰、石組み等の地場素材やそれに類似した素材を用いるように配慮する。 経年変化により、見苦しくならない素材を選択するよう配慮する。 			
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の田園環境に調和する落ち着いた色調に努める。 基調となる色はければしならざる色彩とするように努める。 ければしならざる色彩範囲は、兵庫県の景観形成基準で用いているマンセル色素系において概ね次のとおりとするように努める。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 10YR(橙)～5Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下、明度4～6 (2) 5Y(黄)～10Y系の色相を使用する場合は、彩度3以下、明度4～8 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下、明度4～7 			
		<ul style="list-style-type: none"> 瓦の屋並みや縁と調和する低彩度の落ち着いた色調に努める。 *彩度：10Y～5YR及び10BG～7.5PGまでの色相は、3以下、他の色相は1以下の無彩色に近い低彩度とする。 *明度：全色相4以下 			
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 外壁基準に準じる。 			

◇その他の配慮基準（マナー）

表-5 植栽及び外構に関する配慮基準（マナー）

項目	用途区分			
	農業区域	集落区域	特定区域 <住宅系>	特定区域<事業所系>
植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境に適した在来種等を選定し植栽するように配慮する。 ・四季を感じさせる植栽や周辺の茶畠や既存樹林・樹木と調和する植栽に努める。 ・主要な視点場や街路からの眺めに配慮し、敷地内にシンボルツリーや景観木の植栽に努める。 ・緑の散策ネットワーク図に基づき、生活緑道沿いや緑の拠点沿いの植栽に努める。 ・敷地内の既存樹木（高さ5m以上）は伐採しない。やむ絶えない場合は移植に努める。 ・特に接道部や水路沿いの植栽に努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・農地との境界部では重点的に緑化するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部や玄関前の植栽修景に努める。 ・生垣を奨励する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関前のシンボルツリー植栽と門脇の草花花壇の設置を奨励する。 ・自然植生を踏まえ、地域の特徴を活かして敷地内に高・中・低木を適切に配置し、田園緑地環境との調和に努める。 ・農用地との境界には植樹帯を設け視覚的な分節を図る。 ・立地環境に対応してパーク、ナイチャーガーデン、遮蔽緑地等の植栽テーマを定め、地域と対話する施設緑地の整備に努める。
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ・接道部や農地境界部は、位置、植栽、門、塀の意匠等に配慮し、周囲から自動車が見えにくい構造とするように配慮する。 ・透水性舗装を奨励する。 ・接道部の緑化に努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁は軒瓦等を配した意匠を奨励する。 		
外構		<ul style="list-style-type: none"> ・開鎖的ではなく周囲に開き、周囲から見通しのきく外構意匠とするように努める。 ・敷地周囲に塀やフェンスを設ける場合は、セットバックし緑地の背後に設けるように配慮する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・川、水路、農地等と接する場合は、自然景観と調和した印象となるよう配慮する。 ・石積み等の地場の素材や塗り壁・築地塀等の在来工法を継承した意匠とするように努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・田園環境と調和した修景整備に努める。 		
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・案内板・広告物等の掲出物は、周囲の町並みや環境と調和した意匠、形状、材料に努める。 ・のぼりは期間限定で「茶の里味間奥まちづくり協議会」の許認可したもののみとするように配慮する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・目立つ派手な（概ねマンセル色要素の彩度10以上）色は、原則禁止とするように努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・目立つ派手な（概ねマンセル色要素の彩度10以上）色数は、2色以下とするように努める。 		

6. 整備計画の達成を担保するための処置

兵庫県「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の「計画整備地区」として認定し、味間奥地区内の全ての開発行為、建築行為は、篠山市への届出、本整備計画に基づく助言・指導等の手続きを行うものとする。届出等の手続き概要は、次の通りである。

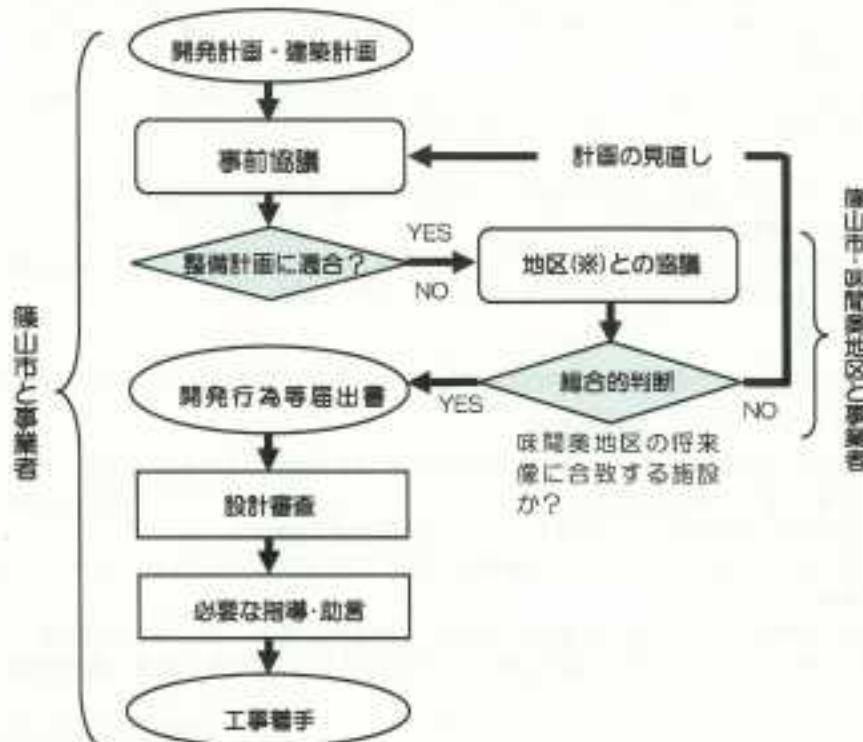


図-5 地区内において開発行為・建築行為を行う際の手続きフロー

※当フローは、「緑条例」と同条例に基づく「味間奥地区整備計画」で定められた必要手続きを示したものです。

※開発・建築を行う際は、このほかに農業法、農地法、都市計画法、建築基準法、篠山市開発指導要綱などの関係他法令等に基づく手続きが必要です。

7. その他地域環境の形成に関する事項

自然豊かで活気があり、新しい住民とともに世代間の交流を図る人の和のある里づくりを推進するため、住民の主体的参加に基づき、以下の取り組みを行う。

●散策周遊路の整備

・味間奥地区的地勢的なまとまりに配慮しながら

i) 日常的な散歩や四季の風景を楽しむ散策周遊路（猪瀧道）

・ホタル周遊路・草花周遊路・桂道周遊路・大国寺周遊路・源左衛門周遊・置賜山周遊路

ii) 自然の景色を楽しむ山野を中心とした遊歩道

・住吉川遊歩道・山野辺遊歩道・田園遊歩道・金山遊歩道

iii) 風情あるたたずまいを味わい景を構成する散策小径

・茶畠の小径・文保寺の小径・史跡の小径・水辺の小径

を整備する。また、既存の登山道とこれらの散策周遊路を相互に結ぶ連絡道を位置づけ、道沿いの除伐や案内板整備等を行う。

●市民の森づくり

広葉樹林化等を図りながら里山を保全・管理し、市民参加による育成・活用に努める。

- ・木立の森ー御靈神社跡に植えられた既存のスギ林を活かして、歴史を感じる大径木の育成を図り、美しい杉木立の森を整備する。
- ・四季の森ー紅葉の名所の古刹大國寺は、一部境内でもある裏山を活かして昨年から花の寺づくりを行っている。紅葉樹の林床や境内背後の斜面地を活かして秋の紅葉に加え、散策に適した四季の表情豊かな森づくりを行う。
- ・金山の森ーミニ公園と呼ばれる地で、黄鉄鉱を産した鉱山跡地の玄関に当たり、鉱山跡地と共に山間の谷筋を生かした、ツツジやツバキ等の花木の森づくりを行う。
- ・森林浴の森ー水坂の谷筋で、既存の大きな檜が天空を覆う樹林地と緩斜面の谷筋を活かして、フィトンチッド効果の高い森林浴の森づくりを行う。
- ・雜木の森ー史跡の経塚を保全するとともにランドマークである諫訪山の樹林地を活かして、昆虫等の多様な生き物が生息する雜木の森づくりを行う。昆虫ビオトープである。

●オープンスペースの整備

家屋等が立地する集落内に既存の緑地や樹林地を活かして、住民の憩いやレクリエーション等の日常利用に共する緑のオープンスペースを整備する。

- ・味間奥公園ー接道確保が困難な既存の樹木垣等を活かして道の駅的な商業施設整備を予定している特定区域の裏手に商業的施設のオープンスペースであり、イベント時等には施設と一緒に利用可能な味間奥のシンボルとなる公園緑地を整備する。
 - ・茶畠公園ー茶の里会館とともにイベントや体験利用に供する既存の茶畠を生かしたカルチャーパークを整備する。
 - ・水辺公園一小崎川の瀬を活かしてホタル観察や沢蟹取り等に供するミニ親水公園を整備する。
- ※住民みんなでイベントを計画し、日常的に維持管理（月1回程度）する。花壇等の設置も検討協議する。

●緑の修景スポット

山裾や集落の出入口を特徴づけ、山辺散策の休憩園地ともなる小広場や案内板等の設置と景観木等によるスポット的な小園地や景観的修景を図る。

●近隣緑化協定の推進

近隣住民の合意の基に樹種や生垣、シンボルツリー植栽など緑化や水やり等の維持管理に関するルールの協定化を推進し、緑豊かな住環境形成を目指す。新興住宅地では、建築や緑化協定の一人者協定化を推進する。

●近隣緑化の推進

農地の畦畔木や菜園畠のカキノキ、クリノキ等と庭木が結びついた緑豊かな環境を構成している環境を維持するとともに近隣単位で緑化を推進する。

味間奥地区は、接道する道路が、限られているため、メインとなる道路とそれに接する玄関部がはっきりしており、主要な玄関となる接道部を中心に各家で緑化修景を図ることが基本となる。地区で取り組む道路端同様にできる限り地植えとし、玄関部は各自が楽しむ個性的なガーデニングの緑で演出を図る。同時に、裏庭等の柿木や稻木ができる限り保全維持し、それらと調和した緑化修景を推進していく。同様に畑等の作物も、周囲からよく見られる敷地際や接道部には、積極的に花物（菜の花やダイコン、エンドウ等）や花卉を植栽し、より四季感ある住環境形成を図り、茶畠とのコントラストを演出する。



道路の路肩を水仙で修景した例

表-6 緑の修景スポットのイメージ一覧

ネットワーク	名 称	修景施設イメージ(案)
源左衛門周遊路	北地蔵スポット	景観木シモクレンと北地蔵の謂れ案内
	眺望スポット	高城山への眺望視線の保全、散策道の標識、景観木ユリノキ、眺望解説版(高城山と波多野家)
	樹木スポット	既存樹木を保存、丹波石景石
	モニュメントスポット	茶処の里解説版、ステンレスのモニュメント、景観木クスノキ、ユリノキ並木
謙信山周遊路	茶畠スポット	道標サイン、景観木サトザクラ
	温池スポット	生き物説明版、景観木シダレヤナギ、タムシバ、添景イロハモミジ、ユキヤナギ、修景灯籠
	二村スポット	二村神社と文保寺、秋の例祭解説版、木漏れ日の花木園地の案内板、修景灯籠
大國寺周遊路	稻木スポット	既存の稻木を保全維持、稻木の解説版、道標サイン、彼岸花植植
	夢澤スポット	茶の里会館から参道が出会う門前に道標サインと修景灯籠、根元めにツワブキ、トクサ、スイセン等補植、景観木サルスベリ・ハクモクレン
	茶の里スポット	茶処の里の解説版、茶の製造工程案内板、味間奥マップ等、景観木ソメイヨシノ
鶴道周遊路	鶴群スポット	道標サイン、小修景灯籠、カキノキの景観木、彼岸花、スイセン、ハブランサス等、補植
	沢蟹スポット	道標サイン、生き物説明版、景観木タチヤナギ、添景ネコヤナギ、マユミ、マンサク植植、
草花周遊路	小林川スポット	小林川紹介案内板、道標サイン、修景灯籠、景観木タチヤナギ
ホタル周遊路	水路スポット	道標サイン、景観木タムシバ
	山原スポット	道標サイン、砂防ダム解説、景観木アキニレ
	三叉スポット	道標サイン、散策路案内板、景観木センダン、ミニ花壇設置
金山道歩道	鶴山スポット	鶴山跡記念碑、説明版、景観木サトザクラ、カツラ
住吉川歩道	景観スポット	道標サイン、歩道案内板、景観木メタセコイヤ
山野辺周遊歩道	街角スポット	道標サイン、歩道案内板、景観木メタセコイヤ
	田地スポット	道標サイン、丹波石景石、景観木エゴノキ、添景ムラサキシキブ、ミツマタ
	白池スポット	道標サイン、生き物解説版、景観木ナンジャモンジャ
	山裾スポット	道標サイン、修景灯籠、景観木コブシ、添景マンサク、ムラサキシキブ、ウツギ
史跡の小径	圓鏡寺スポット	道標サイン、灯籠石、万願寺跡解説版、景観木ナツツバキ
	波多野スポット	波多野光治の墓を活かして整備。波多野家の解説版、道標サイン、景観低木、マンリョウ、センリョウ、カクレミノ
水辺の小径	神堂スポット	神堂橋の袂に整備。水辺の小径案内板、道標サイン、景観木シダレヤナギ又はトチノキ
茶畠の小径	池畔スポット	道標サイン、丹波石の景石、景観木フリハダカエデ、添景マユミ
文保寺の小径	灯籠スポット	灯籠モニュメント、丹波石の景石、景観木ナツツバキ、ハナカクレドウ



田園を彩るレンゲ畠



菜の花

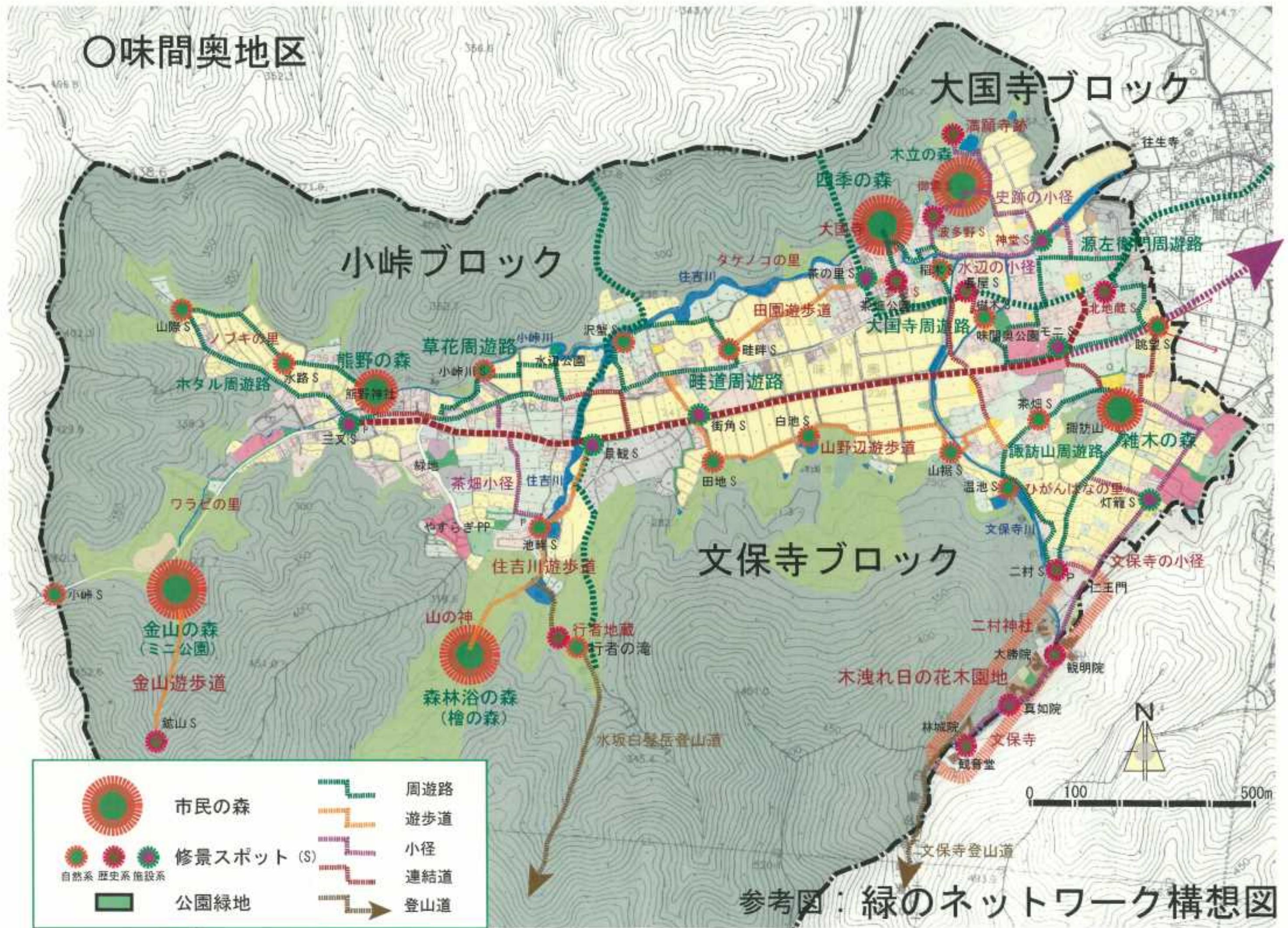


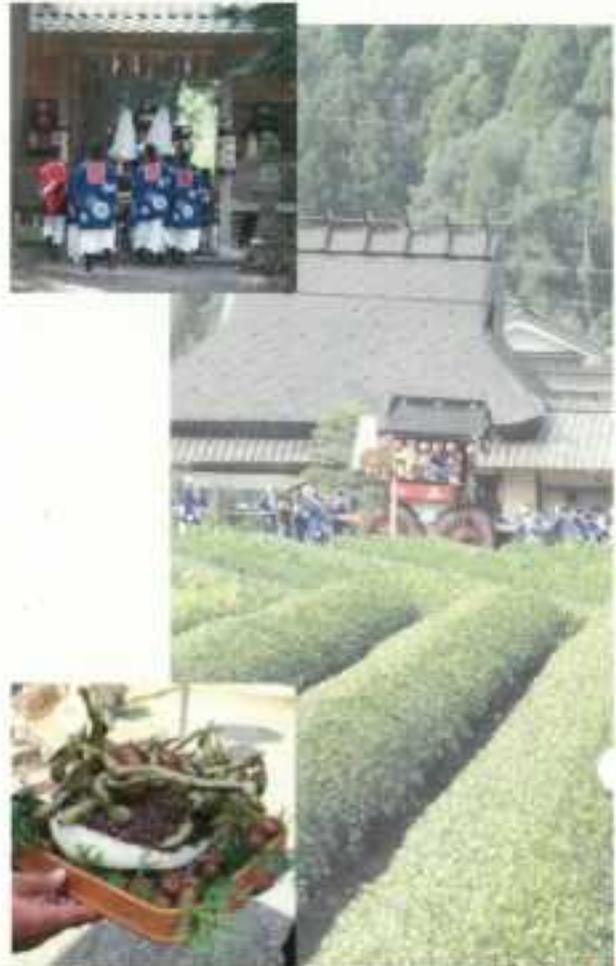
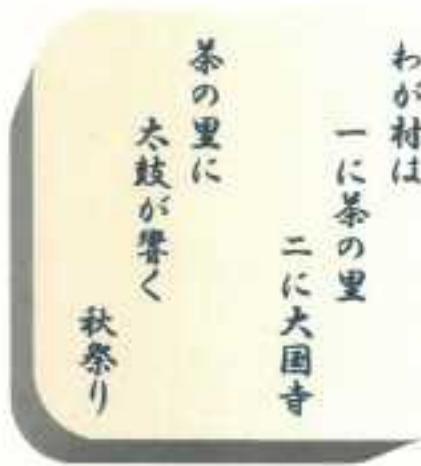
スイトピーと近似のエンドウの花

●推進体制の確立

- ・開発を待つのではなく、目標に向かってできるところから地域で主体的に取り組む組織体制の確立を図る。まちづくりの基本的活動として①学ぶ、②情報発信、③イベント開催の三つを掲げ、できるところから取り組み、メンバーの想いを確認し合い、常に情報発信し、味間奥地区の里づくり史として記録し、継続として蓄積していく体制の確立を図る。

○味間奥地区





丹波茶處 「味間奥地区整備計画」(案) 2008

福山市

